

〔5〕 生前贈与加算

私は今年90歳になります。健康ではありますが、余命はさほど長くはないと思われます。

そこで、今からでもできる相続税対策として、生前贈与を考えていますが、亡くなる前7年以内の贈与については、相続財産に加算されると聞きました。そうすると、私の場合には、贈与を活用した相続税対策はできないということでしょうか。

提案・説明

- 1 生前贈与加算の対象者は、相続又は遺贈によって財産を取得した人や相続時精算課税適用者に限定されていることを説明したか。
⇒ 例えば、相続人ではない孫への生前贈与であれば、原則として生前贈与加算の対象者にならない。令和6年1月1日以後の贈与から生前贈与加算の期間が7年に延長されたことから、生前贈与の対象者は慎重に選択するよう助言しておく。
- 2 受贈者が相続人以外の場合に、生命保険金の受取人などになっていて、みなし遺贈があったとされる場合には、生前贈与財産が相続財産に加算されることになることを説明したか。
⇒ 相続人でない者に対して、みなし遺贈に該当するような契約等がないか確認しておく。
- 3 相続人でない孫が相続時精算課税を選択すると、生前贈与の加算対象期間内の暦年贈与について、生前贈与加算の対象となることを説明したか。
⇒ 相続時精算課税贈与は、年110万円の基礎控除額以下の贈与については、贈与税が課されないし生前贈与加算の対象にもなら

第3章 相続税の納税資金対策の提案

相続税の納税資金は、①被相続人の預貯金等として残す、②相続人の預貯金等として残す、③同族会社の預貯金等として残す、又は④生命保険金で残す、さらに⑤物納など納税方法の特例を活用する、などの方法が考えられます。それぞれ一長一短があることからいずれの方法を選択するか、又は、どのように組み合わせて納税資金を効率良く残すのかについて工夫が求められます。

相続税の納税資金が確保されていれば、必要以上にリスクとコストの伴う相続税の軽減対策を行うことなく、相続対策は実行することができます。

行き過ぎた相続税対策は、常に想定外の課税のリスクが伴うことに留意しておかなければなりません。

相続対策は、まず財産の棚卸しを実行して現状を把握し、課税されるであろう相続税額と相続税の納税資金の過不足の確認が欠かせません。相続税の納税資金が不足する場合には、早急な対策が必須となります。その場合、相続税の軽減と、相続税の納税資金を増やす両面から納税資金の確保を実行することが肝要です。

一方、相続税の納税資金が確保されている場合でも、遺産分割を考慮すると相続税の納税資金が不足することがあることに、留意しておかなければなりません。

遺産分割を考慮しても相続税の納税資金が確保されているときは、大きなリスクとコストを伴う相続対策を行うことなく、暦年贈与などの対策を地道に実行するだけでよいのではないかと考えます。

そこで、この章では、相続税の納税資金対策の提案について解説することとします。

〔34〕 法人契約の保険を活用して納税資金を確保する

会社オーナーの父が所有する株式の相続税評価額が高いことから、後継者にとって相続税の納税資金の確保が急務です。個人で生命保険に加入しようとしても保険料を支払う資金がありません。会社には、父を被保険者として保険料を支払う体力がありますので、会社が契約者、被保険者に父、受取人が会社とする生命保険に加入して少しでも相続税の納税資金を確保したいと思います。その場合、どのようなことに留意しておかなければなりませんか。

提案・説明

- 1 会社が受け取る生命保険金を原資とすれば、会社に資金的な負担なく相続人に死亡退職金を支払うことができることを説明したか。

⇒ 法人税法上の損金算入限度額以上の死亡退職金を支払った場合、限度額を超える部分の金額が法人税法上損金に算入されないだけなので、限度額を超えて支給してはいけないということではない。なお、相続人が取得する死亡退職金について相続税においては、500万円×法定相続人の数に相当する金額までは相続税が課されない。また、一定の弔慰金についても非課税とされる。

- 2 役員退職金は、会社法361条により「定款の定め」又は「株主総会の決議」が必要とされている。一般従業員と異なり、単に「規程」があれば支給できるものではない点に注意を喚起したか。

⇒ 役員退職金規程を整備しておかなければ、運用の透明性や支払基準の明確化に支障が生じる。

保険では、養老保険部分の保険料は資産計上、定期保険部分の保険料については損金算入となります。また、定期保険の場合には、支払った保険料の額は、保険期間の経過に応じて損金に算入することができます。

いずれの保険種類を活用するかについて、慎重に検討し法人が受け取った保険金を基に相続人等に対し、死亡退職金の支払原資などすれば相続人の相続税の納税資金の確保に役立ちます。

コラム

役員退職金の支給

労働基準法をはじめとする労働法は、従業員を対象とした規定です。しかし、役員は従業員ではなく会社と委任契約を結ぶ立場のため、退職金を受け取る権利は法律で保障されていません。

役員退職金については、会社法361条により「定款の定め」又は「株主総会の決議」によって支払が決まります。「役員退職金支給規程」は法的に必須ではありませんが、規程を設けることで運用の透明性や支払基準の明確化といったメリットがあります。

役員退職金支給規程があっても、役員に対する役員退職金支給決定に当たっては、少なくとも株主総会を開催して、決議内容をきちんと議事録に残し、後に税務調査の際や万一争いとなった際にも証拠資料として使えるように、きちんと準備しておくことが重要です。

〔58〕 同族会社への貸付金債権の回収が困難な場合

A社は、資本金1,000万円（発行済株式数20万株）で、株主は、父120,000株、長男80,000株の会社です。長期間債務超過の状態が続いていて、法人税法上の繰越欠損金1億円があります。会社は、父からの借入金8,000万円によってなんとか持ちこたえている状況です。

長男は、業績の回復のために日々努力していますが、なかなか結果が伴わない現状にあります。このような場合、A社の株式の評価額は債務超過であることから株価は0円であると思われるので、事業承継に当たり相続対策は必要ないと考えているようです。

また、父の貸付金は、回収が困難だから、相続財産として課税されないと思いますが、間違いありませんか。

提案・説明

- 1 父のA社に対する貸付金債権は、回収が困難であっても債権金額が相続財産として相続税が課されることになる可能性があることを説明したか。

⇒ 相当期間債務超過の状態が継続していても、著しく回収が困難でなければ債権金額が相続財産として相続税が課されることになる。そのため、債権放棄などの手続をしておくことが肝要である。

- 2 債権放棄をした場合、同族株主の株価が上昇すると、みなし贈与があったとして贈与税が課されることについて説明したか。

⇒ 贈与税が課される場合でも、貸付金債権が消滅することによる相続税の軽減効果と比較して検討することがポイントとなる。

解 説

債務者が法人である場合には、資産状況が相当期間債務超過の状態が継続していても、直ちに事業経営が破綻するような状況ではないときは、その事業経営が客観的に破綻していることが明白でないなどと判示し、その回収が不可能又は著しく困難であるとされない裁決や判決が多く占めています。また、債権者は同族株主又はその親族で、いずれも返済時期の定めのない無利息の借入金であって、直ちに返済しなければならない多額の債務があったわけでもないのに、その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとはいえないとしています。

そこで、回収が困難と思われる貸付金債権等のうち、同族法人へ代表取締役などが貸し付けている事例の場合には、生前に債権放棄やDESなどの対応を実行しておくことで、課税庁との不必要な争いを防止することに役立つと考えられます。

しかし、債権放棄やDESなどを実行する際には、贈与税や法人税等の課税関係も事前に検証しておき、想定外の課税を受けないよう留意しておかなければなりません。

【設 例】**1. A社の概要**

- ① 資本金 1,000万円（発行済株式数 20万株）
- ② 株主 父120,000株、長男（40歳）80,000株
- ③ 利益等の状況 法人税法上の繰越欠損金 1 億円
- ④ 純資産価額
資産の合計額 5,000万円
債務の合計額 9,000万円（うち、父からの借入金8,000万円）
∴ 純資産価額 0 円